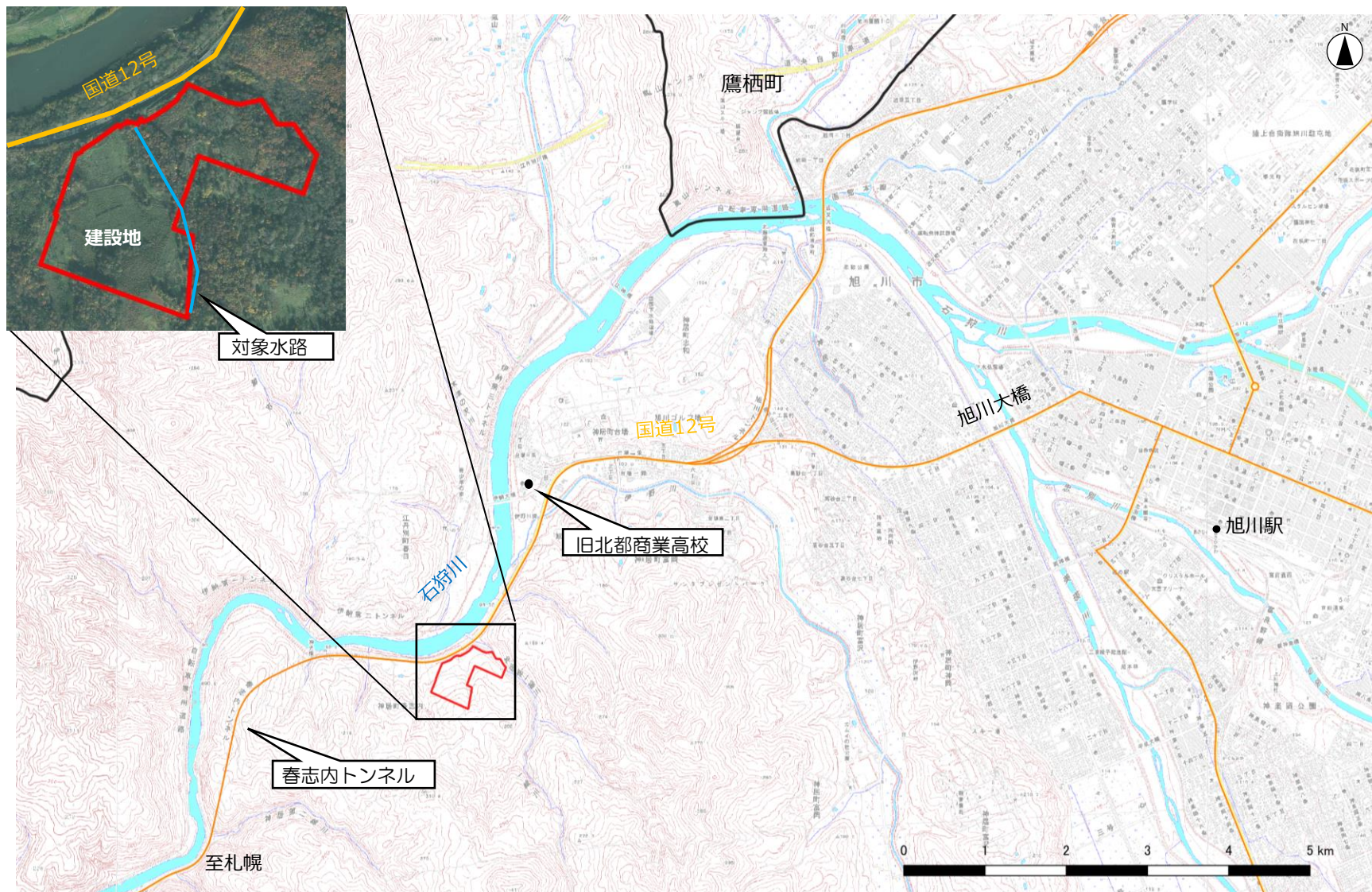


# 旭川市次期一般廃棄物最終処分場位置図



旭川市次期一般廃棄物最終処分場環境保全業務委託仕様書  
令和8年度

第1 共通仕様書

1 総則

本仕様書は、旭川市（以下「甲」という。）が発注する旭川市次期一般廃棄物最終処分場環境保全業務委託に適用する。

(1) 目的

本業務は、甲が計画している次期一般廃棄物最終処分場の整備に当たり、令和5年度に実施した周辺地域の生活環境及び自然環境の調査を基に周辺地域に生息する生物、植物の保全を行うものであり、周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に配慮した施設整備に資することを目的とするものである。

(2) 業務の名称

旭川市次期一般廃棄物最終処分場環境保全業務委託

(3) 調査及び履行場所

旭川市神居町春志内

(4) 委託期間

契約締結の翌日から令和8年12月21日まで

(5) 処分場施設概要（参考）

ア 事業予定地の面積

約16.8ヘクタール

イ 計画埋立容量

約57.1万立方メートル

ウ 構造形式

オープン型

エ 埋立期間

令和12年4月から令和27年3月までの15年間

(6) 業務内容

特記仕様書に定めるものとする。

(7) 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお、成果品の作成に当たっては事前に担当職員と協議すること。

ア 報告書

イ 上記電子媒体（DVD等）

## 2 一般事項

### (1) 業務管理

ア 乙は、契約後速やかに業務計画書を作成し、甲に提出して承諾を得ること。

イ 乙は、本業務についての打合せ及び協議事項の全てについて議事録を作成し、甲に提出すること

### (2) 関係法令等の遵守

乙は、本業務の遂行に当たり、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省）を参考とすること。

### (3) 秘密及び中立性の保持

乙は、本業務の遂行により知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

### (4) 資料の貸与

本業務の遂行に当たり、必要に応じて甲が所有している既存資料及び文献等を貸与する。乙は、資料等の貸与を受ける場合には、そのリストを作成し、甲に提出すること。なお、貸与された資料は、業務完了時に全て返却すること。

ア 令和5年度実施 旭川市次期一般廃棄物最終処分場環境影響調査業務 成果品

### (5) 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合や、本仕様書に定めのない事項が生じた場合には、乙は甲と十分な打合せ及び協議を行い、業務の遂行に支障がないように努めなければならない。

### (6) 提出書類等

乙は、次の関係資料を速やかに提出すること。また、着手前提出書類に変更が生じた時は、遅滞なく変更届を提出すること。

ア 着手前提出書類

(ア) 免税事業者申出書（免税業者に該当する場合のみ）

(イ) 労働者災害補償保険関係成立証明書

(ウ) 業務工程表

(エ) 管理技術者届及び経歴書

(オ) 業務対応連絡簿

(カ) 業務従事者名簿

(キ) その他甲が必要とする書類

イ 業務完了時提出書類

(ア) 業務完了届

- (イ) 成果品
  - (ウ) その他業務に関わる資料、データ、図書等
- (7) 留意事項
- 乙は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、あるいは協議を求められた場合には、その対応を行うこと。
- 本業務に文献その他の資料を引用した場合には、その文献、資料名を明記すること。
- (8) 検査
- 本業務は甲の検査合格をもって完了とする。なお、納品後、成果品に記入漏れ、誤り等の不備が発見された場合には、乙の負担において速やかに訂正しなければならない。
- (9) 再委託の禁止
- この仕様書で示す業務の全部を一括して又は指定した部分を第三者に委託してはならない。この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ業務再委託承諾願を提出して、甲の承諾を得なければならない。
- (10) 業務の連携
- 乙は、必要に応じて別に発注している「旭川市次期一般廃棄物最終処分場実施設計業務」の受託者と連携すること。
- (11) 支払条件
- 1 回後払い
- (12) その他
- ア 甲が必要と認めた時は、業務の変更等を命ずることができる。この場合の変更等については、甲と乙との協議の上、契約金額の増減を決定する。
  - イ 甲は、地域の説明及び関係者協議に係る資料について、業務履行上必要な範囲で作成を求めることとし、検査の所定の手続を経ずに使用をすることがある。
  - ウ 旭川市設計共通単価については旭川市環境部清掃施設整備課担当HPに公開する。

## 1 環境影響調査業務内容

### (1) 打合せ協議

初回の1回を対面とする。

中間：電話、Webとする

納品：郵送及び電話、Webとする

上記を標準とする。

### (2) 業務計画書の作成

業務目的・趣旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し業務計画書を作成する。

### (3) 業務内容

業務内容は、令和5年度に実施した旭川市次期一般廃棄物最終処分場環境影響調査業務の調査で事業地内の水路にて確認された重要種であるニホンザリガニ、カタクリ及びフクジュソウ等を事業予定地内の改変化範囲内から改変範囲外への移植を行うことにより環境保全措置及び、ネズミ類の捕獲調査、鳥類定量調査とする。

対象区域と調査時期、移植先の設定は担当員と協議すること。

### (4) 保全内容

全般：対象区域と調査時期、移植先の設定は担当員と協議すること

#### (ア) 動物

土地の改変により周辺に生息する動物種及び生息環境への影響について、以下の環境保全のための措置を行う。

a 保全対象：ニホンザリガニ

b 保全方法：埋立予定地の造成工事に先立ち、対象区域のニホンザリガニを捕獲し、同一の沢上流部（非改変部）への移植を行う。  
外来ザリガニが上がってこられない施工を行う。

c 実施時期：8月下旬から9月中旬に1回（1泊2日）

#### (イ) 植物

土地の改変による、そこに生育する保全対象種及び生育環境への影響について、以下の環境保全のための措置を行う。

a 保全対象：オクエゾサイシン、カタクリ、フクジュソウ、

b 保全方法：埋立予定地の造成工事に先立ち、対象区域の重要種であるオクエゾサイシン及びカタクリ、フクジュソウを非改変範囲への移植を行う。  
保全対象種の開花期に、掘り取る株または範囲に目印をつけておくとともに、移植先を選定する。移植は、保存対象種の休眠期前に実施する。

c 実施時期：目印付け及び移植地選定 5月上旬～5月下旬

(5) 調査内容

(ア) ネズミ類捕獲調査

シャーマントラップ等を使用し生息状況等の調査を行い、施設の建設前後の変化を評価する予定であるためそれに向けた資料整理を行うこと。

- a 調査対象：ネズミ類
- b 調査方法：シャーマントラップを使用したトラップ法とし、種名及び個体数を記録する。
- c 実施時期：5月中旬～5月下旬、9月中旬～9月下旬に各1回（1泊2日）

(イ) 鳥類定量調査

ポイントセンサス法にて生息状況等の調査を行い、施設の建設前後の変化を評価する予定であるためそれに向けた資料整理を行うこと。

- a 調査項目：鳥類
- b 調査方法：調査地内に定点観測地点を設定し、各地点30分間で出現した鳥類の個体数、確認状況（目撃、鳴き声等）、観察地点から出現場所までの距離等を記録する。
- c 実施時期：5月、6月に各1回

(6) 報告書等の作成

全作業の結果から次の内容についてとりまとめ、報告書を作成する。

- ア 報告書 2冊